

地域自治振興交付金について

1 地域自治振興交付金の目的

地域自治振興交付金（以下「交付金」という。）は、地域コミュニティの活性化、地域の特色を生かした魅力ある地域の形成、地域の発展に向けた自治振興会の活動財源として自治振興会へ交付するものです。

同じ町内でも、住民自治のあり方や自治組織の運営方法も地域によって異なり、解決すべき地域固有の課題もあります。

このため、この交付金は、地域が自ら用途を決定し活用することを基本としています。

2 地域自治振興交付金の概要

(1) 交付金の交付団体

地域自治振興交付金を交付する団体は、安芸太田町自治振興会等設置規則（平成 20 年規則第 12 号）に規定する自治振興会です。従来の行政区や個人に対し交付するものではありません。

(2) 交付金の算出方法

交付金は下記の算出方法に基づき算出します。

地域自治振興交付金(基本額)

項目 算出方法

地域活動費	均等割り 40,000 円 + 世帯数 × 450 円 + 人口 × 400 円
行政協力費	世帯数割り 30,000 円～50,000 円 + 世帯数 × 950 円
高齢者福祉費	77 歳以上の高齢者数 × 2,300 円
自治活動拠点の維持管理費	自治振興会等所有の集会所数 × 20,000 円 + 合併処理浄化槽等の管理経費の 1/2
安心安全費	防犯灯 1 灯あたり 1,500 円

合計額を自治振興会に対し一括交付します。

(説明)

* 世帯数及び人口は、平成 24 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳（外国人登録者含む）の数値

* 世帯数割り基本額（平成 24 年 4 月 1 日現在）
100 世帯以下 : 30,000 円
101～199 世帯 : 40,000 円
200 世帯以上 : 50,000 円

* 77 歳以上の高齢者数は平成 24 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳（外国人登録者含む）で抽出した平成 24 年 9 月 30 日時点における満 77 歳以上人口とします。

* 該当する施設は、平成 24 年 4 月 1 日現在自治活動の拠点として設置されている地元集会施設とします。
* 合併処理浄化槽、下水道の管理経費は自治振興会から報告された額の 1/2、汲取りの場合は一律 10,000 円の 1/2 となります。

* 防犯灯数は、平成 24 年 4 月 1 日現在で自治振興会等が管理している本数とします。（自治振興会からの報告数）

(3) 交付金の特例加算

高齢化率の高い自治振興会や世帯数の少ない自治振興会に対しては、次のとおり加算措置を講ずることとしています。

高齢化率 (65歳以上)	45～49%の場合	交付金基本額の3%を加算。
	50%以上の場合	交付金基本額の5%を加算。
小規模 自治振興会	30世帯以下	交付金基本額の5%を加算。

(4) 町施設の移管等に伴う経過措置

町が直接管理又は管理経費の一部を負担していた集会所及び防犯灯を自治振興会に移管した場合は、自治振興会等の負担が急激に増えないように、経過措置を設けることとしています。

3 地域自治振興交付金の活用について

(1) 交付金の充当〔例〕

交付金の使途については、各自治振興会で協議し決定してください。

※交付金の活用例を掲げるとすれば次のようなものが考えられます。

自治活動費	■自治振興会のコミュニティ行事 ■会議に要する経費 ■自治振興会行事の参加者の傷害保険
行政協力費	■行政との連絡事務経費 ■町広報等行政からの文書の配布（毎月1回）に要する経費
高齢者福祉費	■敬老会の開催に要する経費 ■高齢者を対象とした催事に要する経費
自治活動拠点の維持管理費	■自治振興会所有の集会所の管理経費 ■自治振興会所有の集会所の下水道料，汲取り料 ■自治振興会所有の集会所の備品購入費
安心安全費	■自治振興会所有の防犯灯電気料

(2) 交付金の活用ルール

I) 交付金の管理及び監査

自治振興会に会計管理の責任者（会計）を置き、自治振興会で定めるルールにより執行してください。また、会計監査を行う方（監査）を置いて、年1回以上の会計監査を行ってください。（この会計監査報告書の写しは、町に提出していただきます。）

II) 事業の構築について

地域自治振興交付金は、地域コミュニティの活性化、地域の特色を生かした魅力ある地域の形成、地域の発展に資することを目的として交付されるものです。

このため、自治振興会における年間事業計画に基づき計画的に執行されることが望ましいでしょう。

III) 繰越金について

余剰金が発生した場合は、翌年度に繰越して執行しても差し支えありません。

なお、2年以上の計画で実施しようとする事業に充当するために積立金に充てることも可能です。

IV) 町への報告

地域自治振興交付金の実績報告は、実績報告書(様式4号)に各自治振興会等の事業報告書及び収支決算書を添付していただくことになります。

収支決算報告書の収入の部に「地域自治振興交付金」の項を設けてください。

また、内部監査の実施を証する書類（監査報告書）の写しも添付してください。

V) 自治振興会を構成する集落への交付金の分配について

集会所や防犯灯を集落（班）単位で管理している場合等で、その経費に交付金を充当するため、交付金を集落（班）に分配して執行することは差し支えありません。

しかし、交付金制度は、「自治振興会を基盤にした地域づくり活動の促進」を大きな目的としていますので、自治振興会の一体性を醸成する取組みも計画していただき、交付金を活用されることを望みます。

4 地域自治振興交付金制度の検証について

地域自治振興交付金制度は、「住民自治の本旨に基づき、地域の連帯意識の高揚及び住民福祉の向上を図るため、町政推進と密接な関係をもつ自治振興会等の諸活動」を助成するため、平成20年度に創設しました。制度創設から5年目を迎えることから今年度は、この制度の見直しを含め検証することとしています。昨年10月に自治振興交付金について、アンケート調査を行いました。その結果を踏まえながら、自治振興会連絡協議会を通じて、検討を行いますので、ご協力をお願いします。

〔 地域自治振興交付金のフロー図 〕

